

【様式 2】
(施設所管課記入様式)

大東市立北条人権文化センター 内部評価結果 (施設所管課による評価)

【評価対象施設】大東市立北条人権文化センター

【指定管理者名】特定非営利活動法人ほうじょう

【評価対象年度】令和 5 年度

【施設所管課名】市民生活部 人権室

業務内容について評価

社会福祉法に定める隣保事業を実施する隣保館の機能を有する北条人権文化センターは、住民の福祉の向上並びに人権啓発のための交流拠点であるコミュニティセンターとして、地域にねざした活動を行っており、近隣施設と連携した親子ふれあい夏のゆうべといった住民交流事業を実施し、定期的に開催しているヨガスクールや、アコースティックギター教室、どなたでも参加できるサロン、育児相談会、など幅広い世代の地域住民の交流の機会を提供していくだけでなく、センター外に出向いての人権啓発イベント「ウイズ」や人権社会見学、人権に関するポスターを積極的に掲示し人権啓発に努められ、本市の人権意識の向上に貢献したと評価します。

そして、総合相談・支援事業につきましては、身近な生活面の相談から、就労、人権、教育支援とさまざまな分野の相談に対し、貴団体がこれまで培つてこられた地域や関係機関との連携を活用して、相談者の課題解決に大きく貢献していただきました。

しかし、施設利用者の多くが高齢者であることもあり、利用団体、サークルの減少から施設利用率も低下していることからは利用率増加のため、幅広い世代、地域外への広報活動が課題として挙げられます。

利用者満足度について評価

各室にアンケートボックスの設置、ホームページや窓口で利用者の意見を聞く機会を設けるなど、積極的に利用者の意見や希望を聞くことに努められていることが認められます。頂いた意見等については、運営や事業を実施する上において活かされるよう柔軟に対応され、実施した事業（人権社会見学）参加者からは、「参加することができてよかった」と好評な意見を頂いているなど、利用者に理解が得られる取り組みがされたと見受けられます。引き続き、利用者に満足していただける運営に努めてもらうことを期待します。

収支状況について評価

令和5年度は、利用率の低下や人件費の増加により収入が減り支出が増加していますが、事業参加者の増加やその他経費の増加を可能な限り抑えたことにより、収支状況を良好な状態で維持できていることについては評価します。

総合評価

北条人権文化センターは、住民福祉の向上や人権啓発の交流拠点となる役割があります。

市民のつながりを大切にしながら人権尊重の土壤をつくり、生活の安定や向上、生涯学習の推進につなげる取り組みが必要です。こうした中、令和5年度は地域コミュニティを生かした様々な交流事業などを再開し、これまで実施してきた人権社会見学、子育て支援、高齢者支援といった事業だけではなく、ヨガスクールやアコースティックギター教室など新たな事業を実施し事業参加者は増加傾向を示しています。

また、人権啓発イベントの実施や人権社会見学、人権に関するポスターの掲示、北条タウン紙「みらい・未来」での人権啓発や生活・福祉につながる情報発信の充実などに取り組み、そして総合相談・支援事業において、様々な課題をもつ相談者に対し、地域や関係機関と連携し伴走型の支援を行うことで、相談者の問題解決に努められ、可能な範囲で施設目的に沿った事業運営に努められました。

今後も引き続き施設利用者や事業参加者が満足できる、事業企画やインターネット等を活用した取り組みに工夫し、幅広い世代への広報活動に一層努められることを期待します。